

# 金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部改正（案）について

## 1 改正の趣旨

令和5年度金沢市議会3月定例会月議会に、金沢市屋外広告物等に関する条例の一部改正（案）を上程していることに伴って、特例屋外広告業者（特例屋外広告業者とは、石川県の屋外広告業登録を受けた者について、改正後の条例の規定により本市の登録を受けたものとみなされた屋外広告業者のことをいいます。）の届出に関する様式、標識の掲示に関する様式等を規定する。

また、屋外広告物等の管理者・点検者の資格要件を拡大する。

## 2 主な改正項目

### （1）特例屋外広告業者の届出に関する様式を整備

- ・ 特例屋外広告業届出書 県登録事項を届け出るもの
- ・ 特例屋外広告業届出事項変更届出書 変更事項、変更年月日等を届け出るもの
- ・ 特例屋外広告業廃止届出書 届出理由、理由の生じた日等を届け出るもの
- ・ 特例屋外広告業届出済証 住所、名称、有効期間を証するもの

### （2）標識の掲示に関する様式を整備

- ・ 特例屋外広告業者届出票 名称、届出番号、営業所名、業務主任者を表示

### （3）特例屋外広告業者の変更届又は廃止届の期限を規定

- ・ 氏名、住所、営業所、業務主任者に変更があった場合 30日以内
- ・ 本市の区域内で屋外広告業を廃止した場合 30日以内

### （4）屋外広告物の管理者・点検者の資格要件拡大に関する規定

- ・ 屋外広告業団体が公益目的事業として行う点検技能講習の修了者を追加

## 3 施行日

令和6年7月1日